

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第113号	
事故等種類	運航不能（燃料不足）	
発生日時	平成22年8月2日（月） 12時10分ごろ	
発生場所	熊本県宇城市 宇城市寺島灯台から真方位033° 2,070m付近 （概位 北緯32° 36.5′ 東経130° 29.5′）	
事故等調査の経過	平成22年12月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{ひよし} 妃由丸、5トン未満	
船舶番号、船舶所有者等	293-15064熊本、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、宇城市 ^{とほせ} 戸馳島北方沖を西進中、平成22年8月2日12時10分ごろ、燃料タンクが空となり、機関が停止して運航不能となった。 本船は、118番通報により救助を求め、巡視艇に救助された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	船長は、事故前日に宇城市 ^{こおのうら} 郡浦漁港へ帰港した際、翌日の出港に備えて燃料を補給し、約25ℓの満タンにして帰宅したが、出港までの間に、燃料盗難の被害に遭い、燃料タンクがほとんど空になっていた。 船長は、事故当日の出港時、燃料油量を点検しなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、戸馳島北方沖を西進中、燃料切れとなったことから、機関の運転ができなくなったものと考えられる。 船長は、事故前日、翌日の出港に備えて満タンになるよう燃料を補給したので、出港時に燃料油量の点検を行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、戸馳島北方沖を西進中、燃料切れとなったため、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。	